

変更届及び変更事項に係る関係（添付）書類

入札参加資格審査申請書提出後に登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更届及び変更事項に係る関係書類を提出して下さい。なお、提出は、変更届は指定様式のexcelファイル、添付書類はPDFとし、Web上のサイトより電子申請とします。

（提出部数 各1部）

○・・・必須

△・・・該当する場合に提出する書類

変更事項		添付書類						「△の書類」又は「その他の書類」の説明等
		変更届	登記簿謄本の写し	委任状	許可証等の写し	使用印鑑届	その他	
本社・本店	商号又は名称	○	○	△		○	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合：登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ・個人の場合：住民票の写し ・委任状の提出は委任先を設定している場合のみ 	
	代表者職氏名	○	○	△		△	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合：登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ・個人の場合：住民票の写し ・委任状の提出は委任先を設定している場合のみ 	
	住所	○	○	△				
	郵便番号・電話番号・FAX番号	○						
	メールアドレス（入札連絡用）	○						
	実印・使用印	○		△		○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・実印の場合：印鑑証明書の写し ・委任状の提出は委任先を設定している場合のみ
委任先（支店等）	商号又は名称	○	△	○		△	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本に記載のある委任先の場合 ・使用印鑑届の提出は、使用印鑑を変更する場合のみ 	
	受任者職氏名	○		○		△	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本に記載のある委任先の場合 ・使用印鑑届の提出は、使用印鑑を変更する場合のみ 	
	住所	○	△	○			・登記簿謄本に記載のある委任先の場合	
	郵便番号・電話番号・FAX番号	○						
	メールアドレス（入札連絡用）	○						
	委任先の変更又は新規委任	○	△	○	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本に記載のある委任先の場合 ・淡路市税の納税証明書（淡路市に委任先を設定する場合） ・営業所の沿革（淡路市に委任先を設定する場合） ・委任先の建設業許可業種がわかる書類 ・建設工事の場合は建設業許可の営業所一覧表、工事経歴書
委任先の廃止	○							
経営事項審査結果の更新				—			（一財）建設業技術者センターからデータ提供を受けるため、写しの提出は不要です。	
許可登録等	建設業許可更新			—				
	工種の変更及び追加	○			○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可通知の写し ・経営事項審査結果通知書の写し 	
	一般・特定の区分の変更	○			○		・許可区分の変更内容がわかる書類	
	その他の許可・登録等の更新	○			△		希望する業種等を追加する場合、市の登録要件に必要な許可・登録証の写し	
	取消・一部取消	○			△		取消等をした市の登録要件に必要な許可・登録証の写し	
技術者の追加・削除・変更		○					市内の建設業者のみ必要	
自社都合による登録取消		○						
廃業		○				△	詳細は、お問い合わせください。	
組織変更（有限会社⇄株式会社等）		○	○	△		○	・委任状の提出は、委任先を設定している場合のみ	
入札参加資格の承継		○	○	△	△	○	裏面記載のとおり。詳細は、お問い合わせください。	

必要な許可・登録等

登録事業	登録内容	必要性
測量業者	測量法 第55条による登録	必須
建築士事務所	建築士法 第23条による登録	必須
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程 第2条による登録	登録がある場合は提出
地質調査業者	地質調査業者登録規程 第2条による登録	登録がある場合は提出
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程 第2条による登録	登録がある場合は提出
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律 第22条による登録	必須
土地家屋調査士	土地家屋調査士法 第8条による登録	必須
司法書士	司法書士法 第8条による登録	必須
計量証明事業者	計量法 第107条による登録	必須

※支店などに委任する場合は、支店においても許可及び登録等を必要とします。

1 提出にあたっての注意事項

入札参加資格の申請後、一覧表の事項に変更が生じたときは、申請用ウェブサイト（入札参加資格審査申請システム）を利用して手続きをしてください。

変更届記載方法

指定の様式に下記に従い入力してください。

A.共通（必須項目）

変更年月日を入力してください。

B.主たる営業所（本社）情報／C.契約する営業所情報

変更がある項目のみを入力し、変更のないところは空欄にしてください。

D.その他の情報

上記以外の変更がある場合に変更事項を入力してください。

希望業種、取扱い品目の追加や変更、許可番号や登録番号の変更などはこの「その他の情報」欄に入力してください。

入札参加資格の承継

競争入札に参加することができる者で、その営業の同一性を失わない営業を引き続き行おうとする個人および被承継人から営業内容に対応する資格を承継しようとする法人で、次に掲げる者は、変更届様式に該当事項を記入の上、入札参加資格承継申請書にその他必要書類を添えて、申請用ウェブサイト（入札参加資格審査申請システム）を利用して申請してください。

個人が死亡したときは、その相続人

個人が法人を設立したときは、その法人

法人が合併したときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人

また、建設工事は、資格を承継した者が経営事項審査を受け、有効な総合評定値通知書を有していなければ、市と契約を締結することができませんので注意してください。

お問い合わせ先

淡路市総務部管財課入札管理係

電話番号 0799-64-2540（直通）